

第1章 離島振興の基本的考え方

本章では、東京都離島振興計画の策定根拠や対象地域、性格など基本的な位置付けを記すとともに、東京都における伊豆諸島の役割と振興の基本理念を示す。

1 東京都離島振興計画の位置付け

(1) 離島振興法上の位置付け

- 本計画は、平成24年6月27日に改正・延長された離島振興法（昭和28年法律第72号）第4条第1項に基づき、同法第2条第1項で国の指定を受けた「離島振興対策実施地域」の振興を図るため、東京都が策定した「離島振興計画」である。
- 本計画の対象地域は、「離島振興対策実施地域」として指定を受けている「伊豆諸島地域」の大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町及び青ヶ島村（2町6村・9島）である。
- 本計画の策定に当たっては、国が定めた「離島振興基本方針」に基づき、当該地域の町村（島しょ町村）が作成した離島振興計画案の内容をできる限り反映している。

(2) 計画の性格

- 本計画の対象期間は、離島振興法の期限に合わせて、平成25年度から平成34年度までの10年間である。
- 本計画は、都と島しょ町村等が、振興の主体となる住民・企業・NPO等と連携し、戦略的に伊豆諸島地域の振興を図っていく上での基本的な方針を明らかにするものである。
- また、各課題別に、10年後の目指すべき姿と、その実現に向けた取組の方向性等を示すものである。
- なお、本計画に基づく施策の具体化に当たっては、振興を担う様々な主体が、相互に連携を図りながら、それぞれの役割や活動の中で、実現していくものである。

【 東京都における離島振興対策実施地域 】

1 大島町



大島

2 利島村



利島

3 新島村



新島



式根島

4 神津島村



神津島

5 三宅村



三宅島

6 御蔵島村



御蔵島

7 八丈町



八丈島

8 青ヶ島村



青ヶ島



< 総人口：25,030人 >

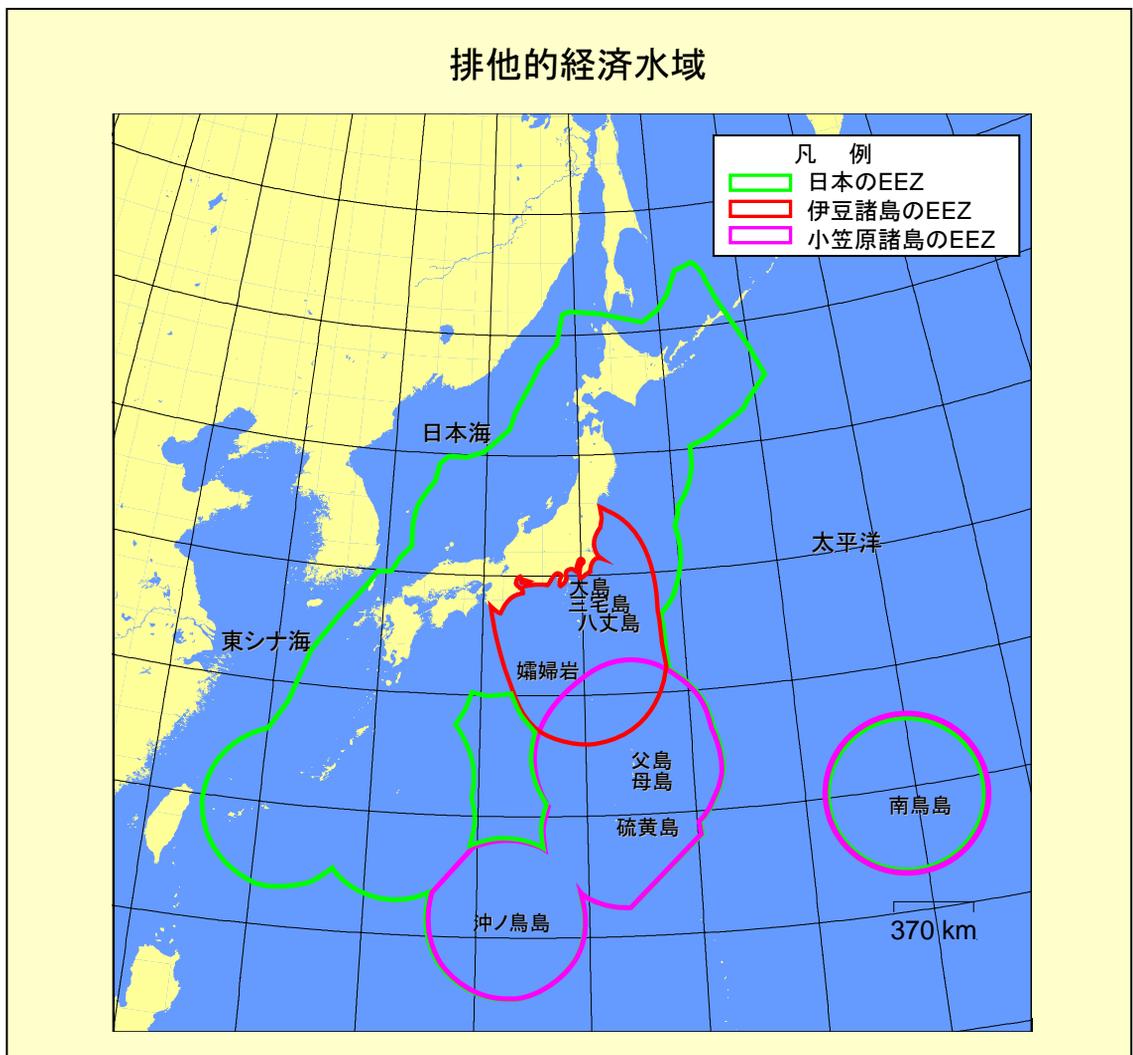
< 総面積：296.56km² >

※ 人口は平成22年国勢調査、面積は平成23年全国都道府県市区町村別面積調(国土地理院)より

2 伊豆諸島の役割

(1) 国家的な役割

- 伊豆諸島の存在により確保されている領海は約2万km²、我が国全体の約6.5%、排他的経済水域(注1)は約51.9万km²、わが国全体の約11.6%を占めている。さらに、小笠原諸島までの海域を含めると、実に領海の11.6%、排他的経済水域の約38.0%という広大な海域が、東京都の島しょにより確保されている。
- この海域は、我が国屈指の好漁場がもたらす水産資源はもとより、レアアースや地熱発電など、新たな資源やエネルギーの開発・利用という、大きな可能性も有しており、我が国の国益を維持する上で非常に重要な地域である。
- また、各島に人が居住することにより、密航・密輸等の犯罪防止機能も担っている。



(注1)排他的経済水域：国連海洋法条約に基づいて設定される経済的な主権が及ぶ水域「exclusive economic zone (EEZ)」のこと

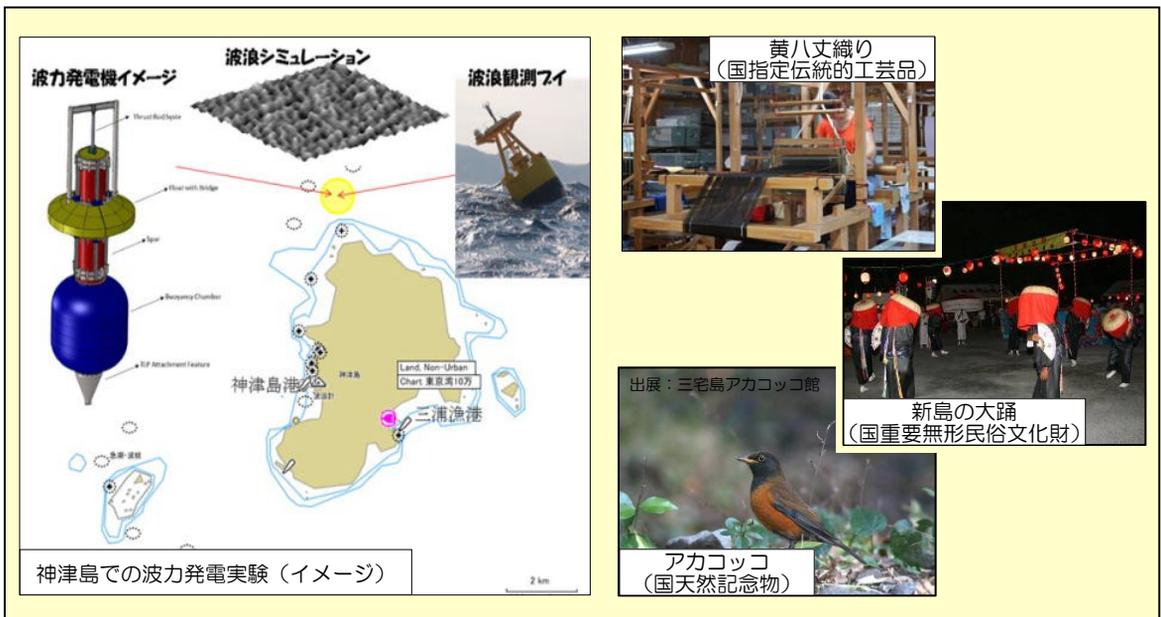
(2) 都民・国民への役割

- 固有の自然・文化が残され、首都東京から直接アクセスできる本地域は、「首都圏の癒しの空間」として、都民・国民に余暇活動や自然・環境の体験・学習の場を提供する貴重な財産である。
 - ※ 平成24年度第4回インターネット都政モニターアンケート結果では、「旅行者に勧めたい東京の観光エリア」として、伊豆・小笠原諸島が第2位に入っている。（第1位 浅草54%、第2位 伊豆・小笠原諸島33%、第3位 銀座26%）
- また、アシタバ、フェニックス・ロベレニー、カツオ、タカベ等特色ある農水産物や、椿油、焼酎、くさや等の特産品を提供するなど、都民・国民生活に対する重要な役割を担っている。



(3) 公益的な役割

- 本地域は資源開発や文化の継承、さらには、環境保全など様々な観点から、その果たすべき公益的な役割も大きなものとなっている。
 - ・ 海洋資源や水産資源等を活用した実験・研究の場を提供
 - ※ 神津島沖での波力発電実験、島しょ農林水産総合センターでの農水産物研究等
 - ・ 多様な文化を継承、歴史的遺産等を維持
 - ※ 本場黄八丈、銅造観音菩薩立像（三宅島）、新島の大踊、神津島のかつお釣り行事等
 - ・ 固有の自然環境や生態系を保全
 - ※ 大島・三宅島のジオサイト、神津島の天上山、御蔵島のツゲ、アカコッコ、カムリウミスズメ、ミクラミヤマクワガタ等



3 振興の基本理念(目標)

基本理念(目標)

【定住促進と持続的発展による伊豆諸島の再生】

- 「負のスパイラル」から抜け出すため、産業を振興し、継続的な雇用を確保
- 定住促進と産業振興の前提となる島民生活の安心・安全・利便性を向上
- 個性的な自然環境など、各島が持つ地域特性を最大限に発揮した地域づくりを支援
- 総合的な支援体制を整備し、地域振興の主体となる人材を確保・育成

目指すべき姿

- 独自の魅力によって「住み続けたい・移り住みたい」と思える島
- 地域の自立により持続的な発展を遂げている島

=

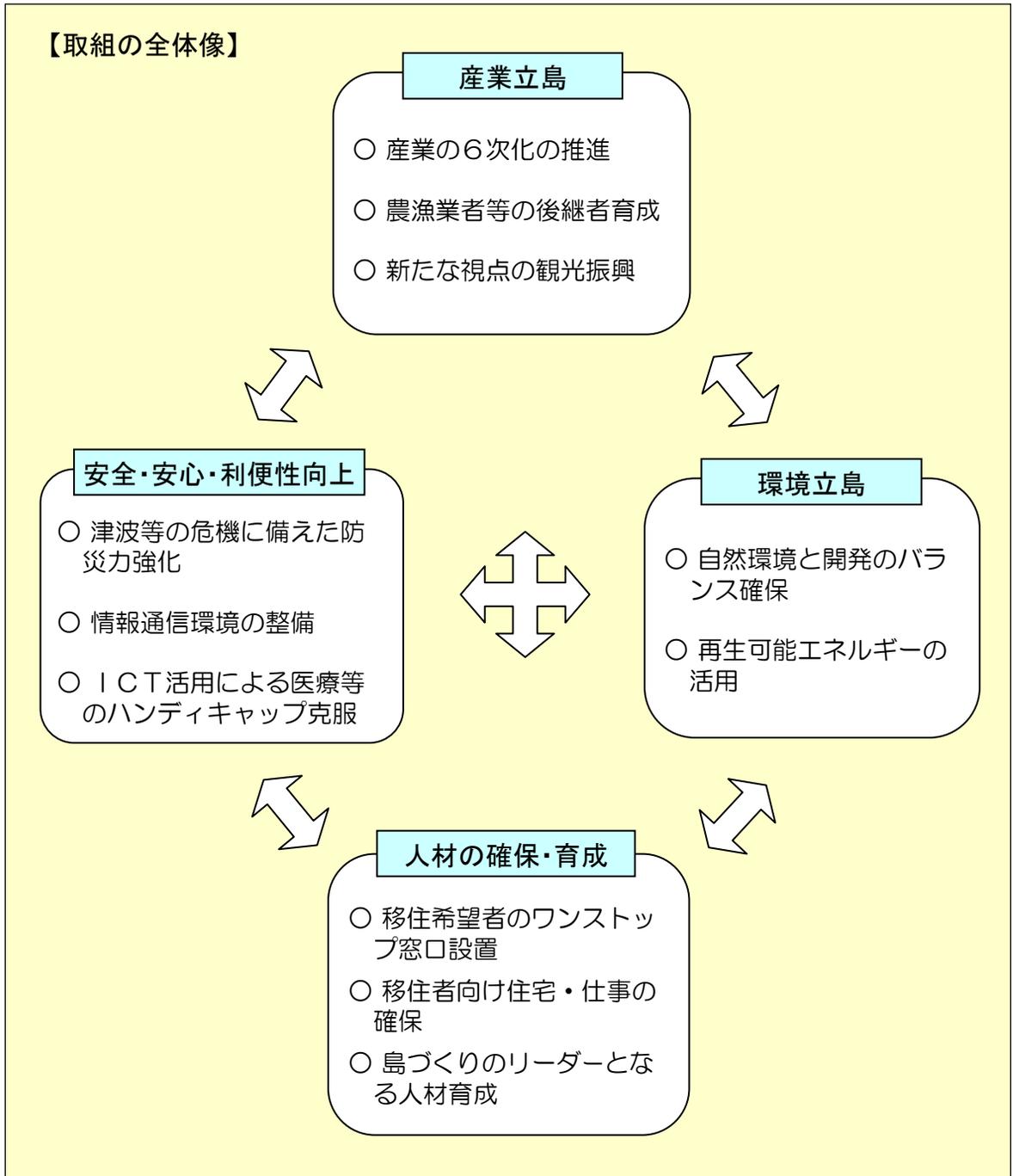
<定住化>
<地域活性化>

(1) 定住促進と持続的発展による伊豆諸島の再生

- 伊豆諸島が、国家的・国民的・公益的役割を継続して担っていくためには、各島に人が住み続け、地域の産業やコミュニティが活性化している必要がある。
しかしながら、本地域においては、人口の減少や高齢化による後継者不足等から産業が低迷し、地域活力が低下することにより、さらに人口減少が進むといった「負のスパイラル」に陥りつつある。
- この悪循環から抜け出すためには、まず、地域住民が主体となり、農業・漁業の強化を図った上で「産業の6次化^(注1)」を進めることなどにより、産業振興を図り、継続的な雇用を確保していくことが不可欠である。
- また、定住を促進し、産業振興を図っていくためには、防災力の向上や情報通信環境の整備等を進め、島の生活における安心・安全・利便性を向上することにより、人口減少と高齢化を食い止めていくことも必要である。
- 加えて、島の財産・生命線である個性的な自然環境を保全するとともに、島の地域特性を生かした再生可能エネルギーの活用を図ることなどにより、「誇りを持って住み続けられる」環境を大切にしたい社会を実現していくことが求められる。
- さらに、移住希望者のワンストップ窓口の設置などによりトータルサポート体制を整備し、島外からの人材を誘致・確保するとともに、島づくりのリーダーとなる人材を育成し、地域振興を進めていくマンパワーを確保していくことが重要となる。

(注1)産業の6次化：1次・2次・3次の各分野において、他の分野へ拡大し、又は相互に連携・融合しながら付加価値を向上・創造する取組

- 以上の取組を、都と島しょ町村等が、振興の主体となる住民・企業・NPO等と連携して進めることにより、定住を促進し、自立的かつ持続的な発展へとつなげ、伊豆諸島を再生していく。



(2) 10年後の目指すべき姿

① 独自の魅力によって「住み続けたい・移り住みたい」と思える島

- 個性的で貴重な自然・文化の魅力が発揮されるとともに、島の特性を生かした地球環境への負荷が少ない社会が実現した「誇りを持って住み続けられる」島
- 移住を希望する人に対する仕事や住宅の確保、及びワンストップ相談窓口の設置によるトータルサポート体制が整った「移り住みやすい」島
- 防災対策が強化されており、医療・福祉・教育環境が整っている「安心・安全な」島
- 以上のことを実現することにより、「定住化」へつなげ、島から転出していく人が減少し、多くのU・J・Iターン^(注2)者が転入・活躍している「住み続けたい・移り住みたい」と思える島を目指していく。

② 地域の自立により持続的な発展を遂げている島

- 農漁業・加工業・小売業・観光業・建設業等の多様な産業の連携により、産業の6次化や観光振興等が進んだ島
- 公共事業に大きく依存している就業構造から脱却し、地域住民が主体的に産業振興に取り組むことが可能となっている島
- 定住対策等により、各産業の後継者が確保・育成され、産業の活性化が図られている島
- 以上のことを実現することにより、「地域活性化」へつなげ、地域住民の自立的取組により「持続的な発展を遂げている」島を目指していく。

(注2)U・J・Iターン：島出身者が再定住するUターン、近い地域出身者が定住するJターン、他の地域出身者が定住するIターンの総称